

台湾の 2026 年度予算案の審議と装備調達の問題

陳貝俞

はじめに

2025 年はまだ数日を残しているが、台湾の 2026 年度予算は、現時点では審査が開始されていない。加えて、賴清德総統が提案した総額 1.25 兆台湾ドル規模の国防特別条例案も、立法院の程序委員会において審議入りしていない。本稿では、台湾の予算制度および国防予算と軍事調達の特徴を整理するとともに、2000 年の陳水扁政権期において、立法院の程序委員会（手続き委員会）で 69 回にわたり上程が見送られた潜水艦関連予算の経緯と、その後の潜水艦国産化計画について検討する。

1 台湾の予算案審議制度

台湾では、総予算案が立法院でまだ審議を終えていない場合であっても、影響を受けるのは新規に編成された予算に限られ、過去に議決された既存予算については、引き続き執行することが可能とされている。これは予算法第 54 条の規定によるものであり、同条では、歳出のうち新規の資本支出および新規計画については、予算案の審議手続が完了した後でなければ執行できないと定められている（中央通信社）。

また、予算法第 51 条によれば、総予算案は会計年度（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）開始の 1 か月前までに立法院で議決され、会計年度開始の 15 日前までに総統によって公布されることとされている。すなわち、理論上は翌年度の総予算案は当該年度の 11 月までに立法院で議決される必要がある。しかし、実際の運用を見ると、この法定期限が厳格に守られてきたわけではない。2001 年以降、前年度 12 月中に総予算案の審議が完了した例はわずか 4 回にとどまっている。直近の例としては、2024 年度の中央政府総予算案が、前年度の 12 月 19 日に審議を終えている。一方、近年で最も審議が遅れた例は 2007 年度の中央政府総予算案であり、当時は与野党が中央選挙委員会組織法案をめぐって対立し、最終的に同年度の 6 月 15 日にようやく 3 読を通過したと報じられている（中央通信社）。

2025 年度の予算案を例に取ると、同年度の予算審議では、多数の理解しがたい理由による予算削減が行われ、これが市民の強い反発を招いた。また、その影響は国防分野にも及び、台湾の潜水艦計画を含む国防予算が大きな影響を受けた。具体的には、国防部が編成した「潜水艦国産化（国造）第 3 段階・後続艦建造」事業の予算は総額 20 億台湾ドルであったが、国民党党団は当初、そのうち 18 億台湾ドルの凍結を主張し、最終的に立法院は予算全体の 50% に当たる 10 億台湾ドルを凍結する決定を下した。凍結解除の条件としては、海鯢号潜水艦の海上試験が完了した後、立法院本会議において専案報告を行い、その承認を得た場合にのみ当該予算を執行できるとされた（The Reporter）。

党団とは、立法院内部において、各政党がそれぞれ組織する会議体であり、立法院における各政党の意思決定機関としての性格を有する。台湾の現行法制度によれば、立法委員の議席数が 3 席以上であり、かつ議席数の多い上位 5 政党は、それぞれ党団を組織することが認められている。立法委員は所属政党に応じて当該党団に参加し、各政党につき組織できる党団は 1 つに限られる（翰林雲端學院）。したがって、現在の立法院には、民主進歩党党団、中国国民党党団、および台湾民衆党党団の 3 つの党団が存在している。

これに対し、国防部副部長の柏鴻輝は、2025 年 1 月 21 日の発言において、潜水艦国産化は台湾が戦略的兵器によって自国を防衛する意思を示す象徴的な政策であり、予算凍結は国際契約の履行監督、技術協力、さらには潜水艦事業全体の将来的な推進に対して重大な不確実性をもたらすと指摘している。さらに、国防部の業務費についても 30% が凍結され、立法院本会議での報告を経なければ執行で

きない状況となっているほか、広報関連経費は一律 60%削減されており、これらの措置は第一線で任務に当たる部隊にとって不公平な影響を及ぼしていると報じられている (The Reporter)。

外交分野において特に注目された予算削減理由として、国民党所属の立法委員・廖先翔による提案が挙げられる。廖は、ホンジュラスが台湾と断交し中国と国交を樹立した後、中国側がホンジュラス産白エビを購入するとの約束を履行せず、その結果、現地のエビ養殖業者が困難な状況に陥っている点を理由として、外交部の「多国間および2国間協力の強化—国際協力および人道的関与」項目に計上されていた予算 4 億台湾ドル（当該項目予算の約 4%）の削減を提案した。この提案は最終的に立法院で可決されている。また、廖先翔は 2025 年 1 月 14 日に発表した説明において、ホンジュラスは中華民国との国交回復を強く望んでいるはずであるにもかかわらず、外交部はそれに対して何ら積極的な対応を行っていないと主張し、そのために当該予算削減を提案したと述べていると報じられている (The Reporter)。

国防および外交といった台湾にとって国家的に重要性の高い分野に加え、不当党産に関する関連予算も削減の対象となった。これらの措置については、政策目的や公共性よりも、党派的な利益を優先した行動であるとの批判が指摘されている。

台湾には、「政党及其附隨組織不当取得財産処理条例」（以下、党産条例）と呼ばれる法律が存在する。同条例は、過去の権威主義体制下において、政党やその関連組織が不当に取得したとされる財産を調査・処理することを目的として制定されたものであり、政党間の公平な競争環境の確立、民主政治の健全化、ならびに移行期正義の実現を目的としている（全國法規資料庫）。移行期正義（Transitional Justice）とは、組織的暴力や深刻な人権侵害といった過去と向き合い、その責任を明らかにするとともに、被害者の尊厳回復と社会的和解を目指す一連の法的・政治的取り組みを指す概念である（平井）。

同条例において「政党」とは、1987 年 7 月 15 日以前、すなわち台湾が戒厳令体制下にあった時期に設立され、当時の法制度に基づいて登録された政党を指す。この定義は、事実上、中国国民党を主たる対象としている。また、「不当取得財産」とは、民主主義や法の支配の原則に反する方法によって、政党またはその関連組織が取得した財産を意味する（全國法規資料庫）。この党産条例に基づき設置されたのが、不当党産処理委員会である。同委員会は、不当と判断された財産について、調査、返還、追徴、権利回復などを行う独立機関であり、台湾における移行期正義を制度面から支える役割を担っている（不当党産処理委員会）。

しかし、不当党産処理委員会が計上していた「党産処理業務」関連予算（総額 1,173.3 万台湾ドル）は、国民党の提案により 90%が削減され、政策内容を国民に説明するための広報費については全額が削除された (The Reporter)。さらに、台湾の内政部が、戒厳令期に政治的迫害を受けた、いわゆる白色テロ被害者の遺族に対して支給している補償金についても、国民党所属の立法委員である賴士葆の提案が可決され、1 億台湾ドル（当該項目予算の約 2.9%）が削減された (The Reporter)。

白色テロとは、戒厳令下の台湾において、政府が反体制派とみなした人々に対して行った逮捕、投獄、処刑、失踪などの政治的弾圧を指す（台湾修学旅行サイト）。これらの予算削減を受け、不当党産処理委員会は、関連業務が全面的に停止する可能性があり、委員会の中核的な業務運営が事実上麻痺するおそれがあるとの見解を示している。また、不当党産の解明および移行期正義の推進が著しく阻害され、民主政治の基盤に深刻な影響を及ぼす可能性があると報じられている (The Reporter)。国民党はこれまで白色テロを認めてこなかった。その上、国民党は現在も国会の多数派であるが、戒厳令期に殺害または失踪した人々およびその家族と真剣に和解しているとは言い難い。一方で、民主進歩党は、移行期正義を重視し、その実現に向けて継続的に取り組んできた。

2 2025年度予算案の審議問題

2025年度の予算案について、The Reporter が 2001 年以降の中央政府総予算における歳出・歳入および審議後の総額を集計した結果によれば、2025 年度予算案における削減率は 6.63% に達し、過去最高水準を記録している。削減率がこれに次いで高かったのは、2006 年度の陳水扁政権期であり、その削減率は 2.27% であった。このような状況を受け、総予算案の 3 読通過後、民進党党団の幹事長である呉思瑤は、今回の予算審議は、国民党および民衆党による審議のあり方として「5つの重大な悪例」を生み出したと指摘した。その内容として、史上最大規模の予算削減および凍結額が示されたこと、ならびに予算凍結が事実上の削減と同義となっている点が挙げられている。さらに、審議過程においては、いわゆる「ブラックボックス型」の提案手法が用いられ、直前になって初めて提案が配布され、その直後に採決が行われるといった手続が常態化していたと批判している。呉は、こうした手法は、過去に社会的反発を招いた国会権限拡大関連法案の審議過程と同様のものであるとの認識を示していると報じられている (The Reporter)。

2025年度の総予算案は、審議開始が同年 11 月までずれ込み、さらに 2026 年度予算案については、現時点においてもなお審議が開始されていない。台湾では経済成長率の見通しがたびたび上方修正される一方で、国防および外交をめぐる圧力も継続的に高まっている。このような状況下において、新規予算を執行できない状態が続くことは、経済状況が良好な局面において国民福祉を拡充できないという問題を生むのみならず、台湾の防衛体制にとっても重大な不安要因となり得る。

本来、立法院の主要な職責は、予算の審議および法改正にある。しかしながら、現行制度の下では、立法委員 1 人当たりの月額報酬は約 20 万台湾ドルに達しており、台湾の納税者は年間で約 1 億 5,000 万台湾ドルを投じて、国民党および民衆党に所属する 62 名の立法委員を支えている計算となる。それにもかかわらず、これらの立法委員が数的優位を背景として、会議の正常な開催を妨げ、さらには違憲の疑いが指摘される法案改正を強行する状況が放置されている点は、議会制度の機能不全を示すものとして深刻な問題である。

3 賴清徳総統が提案した 1.25 兆台湾ドル規模の国防特別条例

立法院の程序委員会は 12 月 23 日に会合を開き、国民党および民衆党の立法委員が数的優位を背景に採決を行った結果、予算規模が新台湾ドル 1.25 兆元に上る「防衛強靭性および非対称戦力の強化計画に関する調達特別条例案」は、議題としての上程が見送られた。これは同条例案が程序委員会において否決された 4 度目の事例である。注目すべき点は、今回審議が阻止されたのが、具体的な予算案そのものではなく、数ページ程度の調達に関する特別条例案であったにもかかわらず、程序委員会の段階で阻まれ、実質的な審議にすら入ることができなかった点である。

程序委員会は、立法院における議事運営の起点として、各提案をどの常任委員会に付託するかを決定する機関であり、その機能は、比喩的に言えば「電話交換台」に近い役割を果たしている。すなわち、程序委員会の判断によって、法案や条例案が実質審査の段階へ進むか否かが左右される構造となっている。立法院には、内政、外交および国防、経済、財政、教育および文化、交通、司法および法制、社会福利および衛生環境の 8 つの常任委員会が設置されている。これに加え、院内の特定事項を処理するため、紀律、程序、憲法改正、経費稽核（立法院の経常費および臨時費について、予算案作成時に意見を述べ、あわせて毎月その収支を確認する役割である。）の 4 つの特種委員会が置かれている（立法院）。

12 月 23 日に開催された立法院程序委員会の会議では、国民党および民衆党がそれぞれ提案した総統弾劾案が院会の議程として上程された一方で、民進党所属立法委員が提出した「立法委員の中国渡航

に対する管理強化」を内容とする両岸人民関係条例の改正案、ならびに行政院が提出した財政収支划分法の一部改正案、「防衛強靭性および非対称戦力の強化計画に関する調達特別条例案」については、いずれも議題としての上程が見送られたと報じられている（中央通信社）。

さらに、中国国民党および台湾民衆党は、12月26日、賴清徳総統に対する弾劾案を可決した。これにより、賴清徳は、民主憲政の原則を維持しようとしたことを理由として弾劾に付された総統となった。弾劾の直接的な契機は、行政院が、「財政収支划分法」改正案に対して副署を行わないとの決定を下したことである。行政院は、当該改正案が施行された場合、中央政府による地方自治体への補助金配分の調整および財政支援能力に深刻な影響を及ぼす可能性があるほか、当該年度における法定の公債発行上限を超過するおそれがあるとの見解を示していると報じられている（天下雑誌）。

4 台湾における現在の行政・立法の膠着状態と総統弾劾案の経緯

財政収支划分法（以下、財劃法）とは、台湾において中央政府と地方政府の間で、財政収入および支出をどのように配分するかを定めた法律である。この法律は、約25年間にわたり改正されておらず、従来から改正の必要性が指摘されてきた。しかし、今回の改正案は、逐条審査を経ることなく強行採決された点で、民主的手段に重大な問題を抱えている。加えて、財政配分の算定公式自体にも誤りがあり、一部の予算が配分不能となる事態を招いたほか、財政的に豊かな地域がより多くの資源を得る一方で、財政基盤の弱い地域が取り残されるという、いわゆる「富者はより富み、貧者はより貧しくなる」都市・農村間格差を拡大させる結果をもたらすと指摘されている。これは、財劃法が本来掲げてきた、地域間の均衡ある発展を促進するという立法目的に明確に反するものである（商業周刊；今周刊）。

さらに、今回の改正案では、地方政府は財源のみを受け取る一方で、政策執行に関する実質的な責任を負わない構造となり、結果として「地方は金を受け取るが、仕事をしない」という状態を招くと批判されている。加えて、中央政府は本改正によって約4,000億台湾ドル規模の財源を失うこととなり、現行の支出水準を維持するためには、公債発行に依存せざるを得なくなる。その場合、公共債務法に定められた債務上限を超過するおそれが高い。仮に違法な借入を回避すれば、本来、国防・外交、さらには国民福祉や国家発展に充てられるべき財源が圧迫されることになると指摘されている（商業周刊；今周刊）。

では、なぜ中国国民党および台湾民衆党は、数多くの制度的欠陥が指摘されている財政収支划分法改正案を強行的に成立させようとしたのだろうか。その背景として、現在、国民党および国民党と親和的な勢力が執政する県市が15に達しているのに対し、民主進歩党が執政する県市は5にとどまっているという、地方政治における勢力分布が存在する。しかも、この5つの民進党執政県市は、新たな財劃法の下で最も多くの財政資源を失うとされる自治体と一致している。この点を踏まえ、多くの評論家は、国民党が同改正によって地方政府に移転される財源を、地方における支持基盤の維持・強化、すなわち次期選挙に向けた地盤固めに利用する意図を有しているのではないかと指摘している。とりわけ、2026年の県市長選挙を見据えた政治的計算が強く働いているとの見方が示されている。

一方で、国民党および民衆党が、行政院による副署拒否の判断そのものに異議を唱えるのであれば、本来は行政院長に対する不信任決議案を提出し、内閣を退陣させるという憲政上正当な手段を採ることが可能であったはずである。しかし、不信任案が提出されなかったという事実は、形式的には行政院長の判断を容認していることを意味し、その場合、当該法案は公布されず、施行されることもなかった。

それにもかかわらず、両党が不信任案という手段を回避した背景には、行政院長が総統に対して立法院の解散を請求する可能性を警戒していた事情があったと考えられる。このため、政権交代という重大な政治的帰結を伴う不信任案ではなく、実質的には政権運営にほとんど影響を及ぼさない、単なる政治的パフォーマンスにとどまる総統弾劾という手段を選択したにすぎないとの厳しい批判が存在する。

この一連の行為が「形式的な弾劾」、すなわち実質を伴わない政治的パフォーマンスであると指摘される理由は、台湾における大統領弾劾制度の仕組みに照らせば明らかである。総統および副総統に対する弾劾権は立法院に属しているものの、弾劾案は立法院の議決のみで成立するわけではなく、可決後に憲法法庭へ移送され、大法官によって違憲または違法性の有無が審理・判断される制度となっている。しかし、国民党および民衆党はその一方で、大法官が憲法訴訟法について違憲判断を下したことには強い不満を示しており、12月23日の程序委員会では、5名の大法官が司法権限を逸脱したとして厳重に非難する決議案を提出していると報じられている（三立新聞網）。すなわち、大法官の判断を正当なものとして受け入れない姿勢を示しながら、同時に、その憲法法庭に対して総統弾劾案の審理を求めるという、制度的に矛盾した行動を取っている点が指摘できる。

憲法法庭および司法院大法官は、台湾の政府制度において司法権を担う中核的存在である。中華民国憲法および憲法増修条文に基づき、司法院大法官は以下の4つの重要な職権を有している。第1に、憲法の解釈を行うこと、第2に、法律および命令の統一解釈を行うこと、第3に、総統および副総統の弾劾案件を審理すること、第4に、政党の違憲解散案件を審理することである。これらの権限から、憲法法庭は実質的に最終審としての役割を果たしており、立法院が制定した法律であっても、憲法法庭により違憲と判断された場合には、当該法律は直ちに効力を失う。台湾の憲法法庭が扱う案件の大多数は人権に関するものであり、大法官によって構成される憲法法庭は、憲法秩序および基本的人権を守る「最後の守門人」と位置づけることができる（憲法法庭公式サイト）。

憲法法庭の審理手続は、「憲法訴訟法」によって定められている。同法に基づき、司法院大法官が構成する憲法法庭は、①法規範憲法審査および裁判憲法審査、②機関争議、③総統・副総統弾劾案件、④政党違憲解散案件、⑤地方自治保障案件、⑥法律および命令の統一解釈案件を審理することとされている（憲法法庭公式サイト）。

しかし、問題となっているのは、2025年1月23日に修正・公布された新たな「憲法訴訟法」（以下、新憲訴法）である。同法第30条第2項は、「評議に参加する大法官の人数は10人を下回ってはならず、違憲宣告を行う場合には、9人以上の大法官の同意を要する」と規定している。ところが、当時の大法官の現員は8人にとどまっており、法定の開会要件を満たさない状態にあったため、憲法法庭は事実上、審理を行うことができない状況に陥った。この結果、憲法法庭は1年以上にわたり実質的な判断を下すことができなかったが、2025年12月19日になって、ようやく同年度最初の判決である「憲判字第1号」を言い渡した。同判決において憲法法庭は、新憲訴法の修正条文のうち7条について、立法手続に重大な瑕疵があり、憲法上の正当な立法手続および権力分立原則に違反するとして、憲法に抵触するとの判断を示したと報じられている（The Reporter）。

そもそも新憲訴法は、2024年12月20日、前述の財政収支割分法改正案と同時に、立法院において立法手続を軽視する形で強行可決された法律である。その中でも特に重要なのが、前述の第30条第2項の規定である。司法院大法官は、総統が指名し、立法院の同意を得て任命されるため、立法院は事実上、大法官人事に対する拒否権を有している。このため、立法院が多数派の立場を利用して総統による大法官指名を阻止した場合、新憲訴法の規定は、憲法法庭そのものを機能不全に陥らせる結果をもたらす。この構造こそが、2025年12月まで憲法法庭が実質的に判断を下せなかつた主要な要因である。

り、憲法秩序の維持という観点から、極めて深刻な問題であるといえる。もっとも、同年 12 月の判決についても、その法的効果や政治的影響をめぐっては依然として議論が続いており、今後の動向を慎重に見極める必要がある。

しかし、今回の弾劾案については、そもそも憲法法庭の関与を必要とする段階に至っておらず、制度上、当該弾劾案が成立する可能性は極めて低い。『中華民国憲法増修条文』の規定によれば、総統に違憲または違法行為があると認定するためには、まず立法院において、全立法委員の過半数による提案が必要とされる。その上で、全立法委員の 3 分の 2 以上の同意を得て初めて弾劾案が成立し、憲法法庭へ移送される。現在の立法院の定数は 113 議席であるため、少なくとも 76 名の立法委員の賛成が不可欠となる。さらに、弾劾案が憲法法庭に付された後も、全大法官の 3 分の 2 以上が総統の違憲または違法を認定する判断を下さなければ、弾劾は成立しない。また、判決が確定するまでの間、総統が直ちにその職を失うことなどはないとされている（天下雑誌）。加えて、仮に弾劾が成立し、総統が解職された場合であっても、『中華民国憲法』の規定により、副總統が自動的に總統職を継承し、残任期間を務めることとなる。そのため、新たな總統選挙が実施されることはない。

以上を踏まえると、今回の弾劾案は、政権交代や政策転換といった実質的な政治的効果をもたらすものではなく、法制度に関する理解が十分でない支持層の感情を動員し、政治的対立を継続させることに主眼が置かれていると評価せざるを得ない。この点において、当該弾劾提案は、政府機能の停滞を長期化させる象徴的行為にとどまり、実質的意義を有するものではないと結論づけられる。

5 米国による対台湾 8 件の武器売却案件

BBC の報道によれば、米国国防総省に所属する国防安全保障協力局（Defense Security Cooperation Agency, DSCA）は、米東部時間 12 月 17 日、最新の対台湾武器売却の詳細を公表した。これによると、総額約 111 億米ドルに上る対台湾武器売却案件が開始される見通しであり、これは米国史上、台湾に対する単一案件としては最大規模の武器取引とされている。この動きは、台湾海峡をめぐる緊張が高まる中で、ワシントンによる「大規模な対応」と受け止められ、中国側の強い反発を招いていると報じられている（BBC、Storm Media）。

今回、米国務省が承認し、議会に通告した対台湾武器売却案件は、以下の 8 項目から構成されている。すなわち、「HIMARS（高機動ロケット砲システム）長距離精密打撃能力の追加取得」、「M109A7 自走砲」、「対装甲型無人機ミサイル・システム」、「台湾戦術ネットワーク（Taiwan Tactical Network, TTN）および部隊状況認識アプリケーション（Tactical Awareness Kit, TAK）」、「ジャベリン対戦車ミサイルの追加取得」、「TOW ミサイルの追加取得」、「AH-1W 攻撃ヘリコプター用部品および関連装備」、ならびに「ハーフーン・ミサイル修復キットの整備」である。これら 8 案件はいずれも議会に正式に通告され、台湾側にも通知されており、約 1 か月後に正式発効する見通しとされている（Storm Media、BBC）。

今回公表された武器売却案件は、金額規模が極めて大きい点に加え、米国側が主体的に承認および通知を行い、売却内容を比較的詳細に明示した点においても特徴的である。従来の対台湾武器売却では、ここまで具体的な内訳が公表される例は多くなく、今回の対応はやや異例であるといえる。これについて台湾外交部は、林佳龍外交部長の発言として、今回の武器売却を歓迎し、地域の安全保障および台湾の自衛能力に対する米国の長年にわたる支持に対して深い謝意を表明したと伝えている。また、林は、米国が改定版「国家安全保障戦略（National Security Strategy）」を具体的行動によって実行し、台湾の戦略的重要性および台湾海峡における紛争抑止のための軍事力強化を重視している点を評価したとしている（Storm Media、BBC）。

6 台湾による対米武器調達の手続き

台湾の対米武器調達のプロセスについて、レイモンド・グリーン（台湾華語：谷立言（Raymond F. Greene）米国在台協会（AIT）処長は、2025年12月10日に行われた台湾メディアのインタビューにおいて、次のように説明している。まず、台湾側が新たな装備、システム、または訓練の必要性など、防衛能力上の不足（ケイパビリティ・ギャップ）を認識することからプロセスが始まる。その後、台湾はAITおよび米国政府と協議を行い、当該ニーズに対応し得る選択肢を検討する。

特定の装備またはシステムが選定されると、台湾はAITを通じて正式な要請書（Letter of Request, LOR）を提出し、この要請は米国政府に送付され、審査に付される。次に、米国行政政府は、当該システムが台湾の防衛ニーズに適合しているか、供給可能であるか、費用見積りが妥当か、さらに米国安全保障および外交政策上の影響を含め、包括的な評価を行う。行政政府による審査が完了すると、米国政府は当該武器売却案件について議会に通知を行う。議会が異議を唱えなかった場合、米国政府は台湾に対し、LOA（Letter of Offer and Acceptance）を送付する。LOAには、調達プログラムの詳細、費用、ならびに想定される引き渡し時期が明記される。

台湾がLOAを受諾した後、米国軍の関係部局に属するプログラム・オフィスが、米国内の防衛関連企業との間で契約交渉を開始し、発注の履行に向けた調整が進められる。調達の実施段階においては、米国側と台湾との間で、プログラム管理レビュー（Program Management Review, PMR）が継続的に実施される。通常、10回以上に及ぶ会合が開催され、双方の軍関係者が進捗状況を確認し、費用や納期に関する問題点を協議するとともに、案件の進行を維持する役割を果たしている。

グリーンはまた、LOAに記載される引き渡し時期は厳格な期限を意味するものではなく、供給網の制約や、新型コロナウイルス感染症のような予測困難な国際的事象によって、生産計画が影響を受ける可能性がある点を強調した。そのため、PMRの枠組みを通じて納期の調整が行われ、プログラムを軌道に戻すための代替案が検討されるという。さらに、当該調達案件は、民間企業のみならず米国政府自身が管理・監督を行う体制の下で進められており、これにより台湾側は、手続き全体に対する一定の保証と、高い透明性（high level of visibility）を確保することが可能であると説明している。

グリーンは、同インタビューにおいて、現在の台湾海峡情勢に関する自身の分析についても言及している。まず、非対称戦力を迅速に整備する必要性について、米国と台湾の間には強い認識の一致があると述べている。具体的には、無人機および対艦ミサイル、いわゆる「Tドーム」構想に代表される統合防空・ミサイル防衛能力、さらに指揮統制能力を向上させるためのC4ISR（指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察）の統合が、優先的に整備すべき分野として挙げられた。加えて、米国は従来型の武器売却にとどまらず、大統領緊急供与権限（Presidential Drawdown Authority, PDA）や対外軍事融資（Foreign Military Financing, FMF）といった制度を通じて、能力ギャップを早急に埋めるための代替的な調達手段も提供していると説明した。

また、台湾内部の防衛体制に関しては、即応態勢および士気の水準が非常に高いとの評価を示している。台湾は近年、兵員募集および定着率の目標を上回る成果を上げており、明確な任務意識の共有によって、士気は歴史的に見ても高い水準にあるとされた。さらに、都市レジリエンス演習や漢光演習に代表される民軍協力の取り組みは、台湾が自らの防衛に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に対して「非常に強いメッセージ」として発信していると評価している。

一方で、対米武器調達をめぐっては、装備品の引き渡し遅延に対する懸念が世論に存在することも認めている。しかし、いわゆる約200億米ドル規模とされる未納入案件の多くは誤解に基づくものであり、実際には報道されない形で引き渡されている装備も少なくないため、全体として遅延している

との印象が生じていると説明した。例外として、F-16V 戦闘機計画については、世界的な需要の高まりや供給網の制約により、実際に遅延が生じていることを認めているものの、全体として見れば、大多数の案件において深刻な遅延は発生していないとの見解を示している。

ここで、F-16V 開発・改修計画である「鳳展専案」の事例に触れておきたい。というのも、本計画は台湾が開発費を全額負担した極めて特殊な事例であり、その結果として、他国が F-16V の改修または新規購入を行う際、台湾が経済的利益（いわゆる配当）を得る制度的枠組みが構築されたからである。2012 年前後、アメリカ空軍（USAF）は、F-35 計画を最優先事項として推進しており、F-16 はすでに「旧世代機」と位置づけられていた。このため、米軍は F-16 に対する大規模な能力向上計画に、新たに多額の予算を投入する意向を持っていなかった。

一方で、台湾が保有する F-16A/B はすでに長期間運用されており、中国人民解放軍が配備を進める殲-20 などの第 5 世代戦闘機の脅威に直面していた。しかし、台湾は政治的・戦略的制約から F-35 の導入を待つことができず、同時に早急に高性能レーダーの整備を必要としていた。このため、台湾は自ら開発費を負担し、ロッキード・マーティンに対して F-16 用の最新レーダー技術を統合する能力向上計画を委託するという決断を下した。本計画は、台湾空軍が保有する 144 機の F-16 戦闘機を F-16V (Viper) 仕様へと改修する「鳳展専案」として具体化された。当初、台湾はシンガポールおよび韓国に対し、開発費の分担参加を打診していたが、各国が情勢を見極める姿勢を取った結果、最終的に台湾国防部は「他国が参加しないのであれば、台湾が全額を負担する」との判断を下した。

こうして台湾は、単独で F-16V 仕様の成立を支えることとなった。台湾が唯一の出資者であったことから、契約上、この仕様に関する知的財産権および NRDC (Non-Recurring Development Cost : 非経常性研究開発費分担権) は、台湾と米国側が共有する形となった。その後、F-35 計画の遅延および高価格化に加え、ロシア・ウクライナ戦争を含む国際安全保障環境の悪化を背景として、F-35 級のレーダー能力を備えつつ、比較的低コストで導入可能な F-16V への需要が急速に高まった。米台間の軍事販売契約においては、台湾が初期段階で負担した約 6 億米ドル規模の研究開発費について、将来的に第三国が F-16V を購入する際、その国が NRDC として一定割合を分担し、台湾に返還することが明記されている。台湾国防部戦略計画司は、2021 年に、台湾がすでに最初の返還金として 2,300 万米ドル（約 7 億台湾ドル）を受領したことを、立法院において公式に確認しており、今後、さらなる収益が見込まれるとされている（Dai Pai；自由時報；三立新聞）。

さらに現在、台湾の漢翔航空工業は、アジア太平洋地域において唯一の F-16V 後方支援・整備センターを運営している。同センターは、台湾空軍の大規模な F-16 戦力に対する後方支援を担うのみならず、将来的にはベトナムやフィリピンといった周辺国が保有する F-16V 戦闘機の整備・維修を請け負う可能性も指摘されている（大紀元時報）。

7 2000 年代における「与党少数・野党多数」体制下の台湾と国防予算の停滞

ミサイル技術の発展により大規模な水上戦は極めて危険かつ非現実的なものとなっており、そのような状況下において、潜水艦は台湾海峡における有事の際の決定的要素として位置づけられている。この認識は、台湾の防衛戦略を理解するうえで重要な視点を提供するものである。

台湾において潜水艦導入が本格的に検討されたのは、陳水扁政権期であった。2002 年、米国のブッシュ政権は台湾に対し、8 隻のディーゼル潜水艦を売却する意向を示したが、当時の立法院では国民党が多数を占めており、強い反対と議事運営上のボイコットによって、当該計画は最終的に実現には至らなかった。この点について、元陸軍上将の胡鎮埔は、潜水艦が全般防衛作戦において高い抑止力を

有する戦略的兵器であることを認めた上で、台湾の政治においては「反対のための反対」が長年存在してきたと率直に述べていると報じられている（Newtalk）。

確かに、現在、台湾が直面している憲政上の膠着状態は、過去に前例のない側面を有している。しかしながら、国防予算が政党対立によって阻まれ、与党が少数、野党が多数となる、いわゆる「与党少数・野党多数（朝小野大）」の構図の下で重要な防衛政策が停滞する状況そのものは、2000 年代初頭にもすでに経験されていたものである。

《中央通信社》の報道によれば、2001 年に陳水扁政権が発足した直後、米国は台湾に対して 3 件の武器売却案件を承認した。これを受け、陳水扁政権は 2004 年に総額 6,108 億台湾ドル規模の軍事調達予算を編成したが、当時の立法院における野党の強い反対と議事運営上の杯葛により、審議は進展しなかった。その後、陳水扁が再選を果たした後の 2005 年には、当該軍事調達予算は 4,800 億台湾ドルに減額して再編成された。しかし、この予算案は 2004 年から 2006 年にかけて、立法院の程序委員会において合計 69 回にわたり上程が阻止され、実質的な審議に入ることができなかつたとされている（TFC Taiwan）。

転機となったのは 2007 年であり、国民党は、それまでの特別予算方式ではなく、年度予算として潜水艦関連経費を計上する方式に同意した。その結果、2002 年に提出されていた軍事調達案件のうち、総額 99 億台湾ドル余りの予算が可決された。ただし、その内訳を見ると、潜水艦関連予算については、実際の建造費ではなく、2 億台湾ドルの可行性評価費のみが認められるにとどまった。一方で、対潜哨戒機の調達予算 61 億台湾ドルは全額が可決されたものの、パトリオット 3 (PAC-3) ミサイルの調達予算 113 億台湾ドルは全額削除され、パトリオット 2 (PAC-2) ミサイルの改修・性能向上費用として約 35 億台湾ドル余りのみが認められたと報じられている（自由時報）。

2006 年 1 月、当時の国民党主席であった馬英九は、インタビューにおいて、潜水艦は「攻撃的兵器」に該当し、「台湾関係法」の趣旨に合致しないとして、台湾による潜水艦購入計画に反対する立場を示した。しかし、その後 2008 年 5 月に馬英九が総統に就任すると、今度は米国に対して台湾への潜水艦売却を求める姿勢を示すようになった。ところが、同年 10 月および 2010 年 2 月に実施された二度の対台湾武器売却案件のいずれにおいても、潜水艦は売却対象に含まれなかつた（自由時報）。

この点について、国家安全会議（国安会）前秘書長の蘇起は、2010 年の辞任時に、米国側が台湾への潜水艦売却に反対していた事実を明らかにしている。蘇によれば、その後、台湾側が繰り返し要請を行ったにもかかわらず、米国は潜水艦の対台売却に同意することはなかつたとされている（自由時報）。

このような経緯を背景として、台湾は蔡英文政権期において、「海昌計画」と呼ばれる潜水艦国産化（国造）政策を本格的に推進するに至つた。その成果として、台湾初の国産潜水艦である海鯢号はすでに進水を完了していると報じられている（Newtalk）。

しかしながら、2023 年 9 月 28 日に台湾初の国産潜水艦・海鯢号が正式に公開された後、国民党所属の立法委員である馬文君が機密情報を漏洩した疑いがあるとの問題が浮上した。これについて、元海軍顧問の郭璽は、馬文君が潜水艦に関する機密な情報を韓国の国家安全当局に提供した結果、台湾を支援していた外国関係者が拘束・投獄される事態を招いたと指摘していると報じられている（中央通信社）。もっとも、この問題については、現時点ではなお調査段階にあり、司法的な判断は確定していない。そのような状況下においても、馬文君は 2024 年の立法委員選挙に再び出馬し、当選を果たすとともに、罷免請求も成立しなかつた。

2002 年当時の潜水艦をめぐる問題は、必ずしも台湾国内の予算や立法過程のみに起因するものではなかつた。30 年以上にわたり国防・軍事分野を取材してきた軍事専門家の盧徳允は、当時すでに米国

は通常動力（ディーゼル・エレクトリック）潜水艦の生産を行っておらず、新たに生産ラインを立ち上げることは、既存の原子力潜水艦の生産体制に影響を及ぼすおそれがあったと指摘している。さらに、2001年に発生した同時多発テロ事件以降、米国は対テロ戦争の文脈の中で中国を国際的な対テロ陣営に引き込むことを重視しており、中国市場の規模や政治的影響力を背景に、多くの国が中国との関係悪化を回避しようとした。その結果、台湾への潜水艦供給に協力する第三国を米国が見いだすことは極めて困難であったとされている。このように、潜水艦軍事調達をめぐっては、技術的制約、国際政治環境、ならびに地政学的配慮といった複数の要因が重なり合い、重大な障害として作用していた。これらの要因により、当該軍事調達案件は2001年から2004年にかけて、実質的な進展を見ることができなかつたと総括できる（TFC Taiwan）。

軍事専門家の胡振東は、米国が通常動力（ディーゼル・エレクトリック）潜水艦の生産能力を新たに再構築する場合、その費用は極めて高額になると指摘している。さらに、台湾以外に当該潜水艦を購入する他国が存在しない状況では、開発および生産に伴うコストのほぼ全額を台湾側が負担せざるを得ないという構造的問題があったとされる。また、数年にわたる交渉の過程において、米国が協力を模索していた外国の潜水艦製造企業も、中国による貿易報復などの圧力を受けた結果、台湾向け潜水艦の設計に関する輸出許可を取得することができなかつた。

この点も、計画の実現を阻む重要な要因となった。さらに胡振東は、米国海軍自体が、米国内で通常動力潜水艦を建造することに否定的であった点を指摘している。米国海軍は、議会が将来的に海軍に対して通常動力潜水艦の採用を求める可能性を懸念しており、加えて、通常動力潜水艦の航続距離の制約は、米国海軍が想定する長距離・外洋展開型の運用構想に適合しないとの認識を有していたとされる。これらの要因が複合的に作用した結果、米国が台湾に対して通常動力潜水艦を売却するという取引は、最終的に成立しなかつたと総括することができる（TFC Taiwan）。

おわりに

当時の国際環境および政治状況を踏まえれば、台湾が最終的に潜水艦を取得できなかつた理由を、国民党のみに帰することは必ずしも適切ではない。冷戦後の国際秩序の中で、多くの国が中国共産党政権との関係悪化を避けようとしていたことに加え、台湾では初の政権交代が実現した直後であり、選挙には敗れたものの、国民党内部には依然として強い反共意識が残っていた。また、将来的に政権を奪還できるとの期待も失われておらず、当時の国内外情勢は現在とは大きく異なっていたといえる。

これに対し、現在の立法院における国民党は、かつての反共的立場をほとんど見いだすことができず、むしろ自らが過去に確立してきた議事運営上の手続きを破壊する行動すら見られる。その結果、本来は台湾独立を志向してきた民進党が、国民党によって軽視されるようになった中華民国という国家枠組みと、その憲法秩序を擁護する立場に立たされているという、皮肉な構図が生じている。

また、民進党に関しても、かつて掲げていた台湾独立党綱はすでに実質的な意味を失い、「台湾の将来は二千三百万人の台湾人民によって決定される」とする決議文によって置き換えられている。このように、両党の立場や役割が大きく変容してきた過程は、台湾政治のダイナミズムを象徴するものであると同時に、深い感慨を抱かせるものもある。

さらに、現在の台湾の将来を展望すると、国会において多数を占める国民党および民衆党が強く親的な姿勢を示していることに加え、認知戦や中国による選挙介入が指摘される状況下では、たとえ行政権が「抗中保台（中国共産党政権の影響力拡大や威圧的行動に対抗し、台湾の主権と民主的体制を維持・防衛しようとする政治的立場を指す）」を掲げる民進党の手中にあったとしても、国際社会に対

して台湾の実情とは異なるメッセージが発信されてしまう可能性が否定できない。この点は、今後の台湾の民主主義と安全保障を考える上で、極めて重要な懸念事項である。（2025年12月29日）

参考文献

- ・中央通信社（CNA）「国造潜水艦『海鯨号』をめぐる情報漏洩疑惑に関する報道」『中央通信社』2023年10月4日, <https://www.cna.com.tw/news/aipl/202310040032.aspx>
- ・中央通信社（CNA）「2026年度中央政府総予算および程序委員会の審議状況に関する報道」『中央通信社』2025年12月23日, <https://www.cna.com.tw/news/aipl/202512230177.aspx>
- ・中央通信社（CNA）「115年度総予算案卡関 一度で分かる審議理由と今後の影響」『中央通信社』2025年12月27日, <https://www.cna.com.tw/news/aipl/202512270025.aspx>
- ・報導者（The Reporter）「立法院による2025年度中央政府総予算案審議と削減・凍結の実態」『報導者』2025年, <https://www.twreporter.org/a/legislature-passes-2025-government-budget>
- ・Newtalk新聞「台湾潜水艦国造政策と2000年代軍購停滞の背景」『Newtalk新聞』2025年6月11日, <https://newtalk.tw/news/view/2025-06-11/975884>
- ・台灣事實查核中心（TFC Taiwan）「2000年代初頭における対台湾潜水艦軍事調達停滞の構造的要因」『台灣事實查核中心』2024年, https://tfc-taiwan.org.tw/migration_article_105944_9961/
- ・風傳媒（Storm Media）「米国による対台湾武器売却案件に関する報道」『風傳媒』2025年, <https://www.storm.mg/article/11088819>
- ・BBC中文「米国史上最大規模の対台湾武器売却に関する分析」『BBC中文』2025年, <https://www.bbc.com/zhongwen/articles/c30j26p3l9no/trad>
- ・天下雜誌「財政収支割分法改正案と憲政対立に関する解説」『天下雜誌』2025年, <https://www.cw.com.tw/article/5139020>
- ・自由電子報「2000年代対台湾軍事調達予算と潜水艦案件の推移」『自由電子報』2025年, <https://today.line.me/tw/v3/article/DRXyL8B>
- ・三立新聞網「憲法訴訟法違憲判決と大法官非難決議に関する報道」『三立新聞網』2025年, <https://tw.news.yahoo.com/%E5%BF%AB%E8%A8%8A-%E6%86%B2%E8%A8%B4%E6%B3%95%E9%81%95%E6%86%B2-%E5%9C%8B%E6%B0%91%E9%BB%A8-%E8%AD%B4%E8%B2%AC5%E5%A4%A7%E6%B3%95%E5%AE%98-%E6%A1%88%E9%80%95%E4%BB%98%E4%BA%8C%E8%AE%80-044300850.html>
- ・立法院「認識立法院：委員会制度」Parliamentary TV Taiwan 公開資料, <https://www.parliamentarytv.org.tw/knowledger.html>
- ・米国在台協会（AIT）「谷立言処長インタビュー：対米軍事調達プロセスと台海情勢」三立新聞『一件軍外套』2025年12月10日放送。
- ・翰林雲端學院「黨團」『高中公民與社會』翰林出版, <https://www.ehanlin.com.tw/app/keyword/高中/公民與社會/黨團.html>
- ・全國法規資料庫「政党及其附隨組織不当取得財產処理条例」, <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=A0030286>
- ・不当党産処理委員会「よくある質問（FAQ）」, <https://www.cipas.gov.tw/faq>
- ・台湾修学旅行サイト「白色テロとは何か」, https://taiwan-shugakuryoko.jp/spot_north/197/
- ・平井新「『移行期正義』概念の再検討」早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程。
- ・商業周刊（Business Weekly）<https://www.businessweekly.com.tw/focus/blog/3020228>
- ・今周刊（Business Today）<https://www.businesstoday.com.tw/article/category/183027/post/202509090029/>
- ・憲法法庭, <https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=10>
- ・The Reporter「憲法訴訟法改正に対する違憲判決の分析」, <https://www.twreporter.org/a/amendment-to-constitutional-court-procedure-act-unconstitutional>
- ・Dai Pai, <https://www.daipai.tw/article.php?SerialNo=63734>
- ・三立新聞「馬文君関連報道」, <https://www.setn.com/news.aspx?newsid=551581>

- 自由時報「海鯢號閩連ニュース」，<https://def.ltn.com.tw/article/breakingnews/5144633>
- 大紀元時報 (Epoch Times Taiwan) 2025年5月7日，
<https://www.facebook.com/epochtimes.taiwan/posts/1170602898437360>